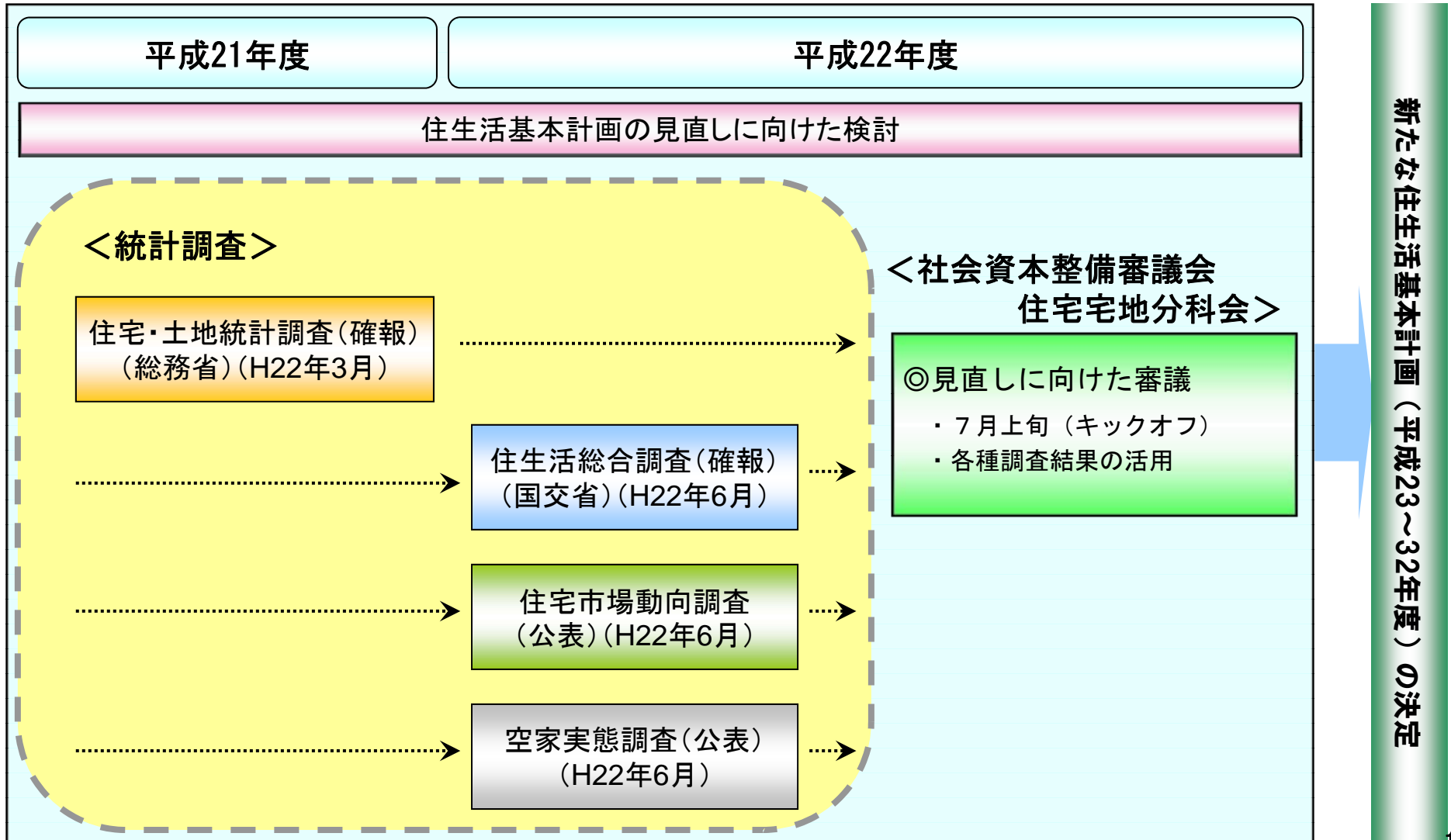


現行の住生活基本計画（全国計画）は、平成18年度から27年度を計画期間としているが、社会情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえ、おおむね5年後に見直すことになっている。今般、各種の統計調査結果を踏まえ、平成22年度中を目途に新たな住生活基本計画を決定する。



見直しに係るスケジュール及び住宅宅地分科会委員について

<1. スケジュール>

		住生活基本計画（全国計画）	
H22	6月		
	7月	◎分科会審議（キックオフ）	
	8月	◎分科会審議 ・具体的テーマについて討議 ・ヒアリング	
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
	H23	1月	
2月		◎分科会審議 ・住生活基本計画案付議（意見聴取）※1	
3月			<ul style="list-style-type: none"> 各省協議（関係省庁）※1
		◎閣議決定	

※1 法定事項（住生活基本法第15条第4項）。

<2. 委員>

社会資本整備審議会住宅宅地分科会委員（H22.3.1現在）

分科会長	越澤 明	北海道大学大学院教授（都市・建築）
分科会長代理	浅見 泰司	東京大学教授（都市・建築）
委員	井出 多加子	成蹊大学教授（経済）
	川本 裕子	早稲田大学大学院教授（金融）
	工藤 和美	東洋大学教授（都市・建築）
	小浦 久子	大阪大学大学院准教授（経済）
	小澤 紀美子	東海大学特任教授（都市・建築）
	櫻井 敬子	学習院大学教授（法律）
	園田 真理子	明治大学教授（都市・建築）
	田中 里沙	(株)宣伝会議取締役編集室長（マスコミ・文化）
	辻 琢也	一橋大学大学院教授（法律・地方自治）

○今回は、新しい住宅ビジョンとして計画を全面的に見直すこととしており、地方公共団体や環境、住宅市場等の分野に明るい方々を専門委員として分科会に参画していただく予定。

【参考】住生活基本計画(全国計画)の見直しに係る規定

○住生活基本計画(全国計画)(平成18年9月19日閣議決定(策定)、平成21年3月13日閣議決定(変更)) (抄)

第4 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進

2 政策評価の実施計画及び計画の見直し

(略)

なお、本計画は国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の基本となる計画であるという性格にかんがみ長期的な目標を提示する観点から、10年間を計画期間として定めるものであるが、今後の社会経済情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえて、おおむね5年後に見直し、所要の変更を行う。

【参照条文】

○住生活基本法(平成18年法律第61号) (抄)

第三章 住生活基本計画

(全国計画)

第十五条 政府は、基本理念にのっとり、前章に定める基本的施策その他の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画(以下「全国計画」という。)を定めなければならない。

2 全国計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針

三 国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標

四 前号の目標を達成するために必要と認められる住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策であって基本的なものに関する事項

五 東京都、大阪府その他の住宅に対する需要が著しく多い都道府県として政令で定める都道府県における住宅の供給等及び住宅地の供給の促進に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 国土交通大臣は、全国計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定により全国計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の国土交通省令で定める方法により、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議し、社会資本整備審議会及び都道府県の意見を聴かななければならない。

5 国土交通大臣は、全国計画について第三項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に通知しなければならない。

6 前三項の規定は、全国計画の変更について準用する。

新成長戦略

～「元気な日本」復活のシナリオ～

2010年6月18日

(「住生活基本計画」関連部分抜粋)

第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

強みを活かす成長分野

(4) 観光立国・地域活性化戦略

～ストック重視の住宅政策への転換～

(住宅投資の活性化)

住宅投資の効果は、住宅関連産業が多岐にわたり、家具などの耐久消費財への消費などその裾野が広いことから、内需主導の経済成長を実現するためには、今後とも住宅投資の促進は重要な課題である。

このため、1,400兆円の個人金融資産の活用など住宅投資の拡大に向けた資金循環の形成を図るとともに、住宅金融・住宅税制の拡充等による省エネ住宅の普及など質の高い住宅の供給の拡大を図る。

(住宅・建築物の耐震改修の促進)

現在、我が国の既存住宅ストック約4,950万戸のうち、約21%に当たる1,050万戸が耐震性不十分と言われている。2036年までに70%の確率で首都直下地震が起こると言われており、阪神・淡路大震災の被害を考えれば、尊い人命が住宅等の全壊・半壊による危機にさらされているのが現状である。

このため、住宅等の耐震化を徹底することにより、2020年までに耐震性が不十分な住宅の割合を5%に下げ、安全・安心な住宅ストックの形成を図る。

(中古住宅の流通市場、リフォーム市場等の環境整備)

また、「住宅を作っては壊す」社会から「良いものを作って、きちんと手入れして、長く大切に使う」という観点に立ち、1,000兆円の住宅・土地等実物資産の有効利用を図る必要がある。このため、数世代にわたり利用できる長期優良住宅の建設、適切な維持管理、流通に至るシステムを構築するとともに、消費者が安心して適切なリフォームを行える市場環境の整備を図る。また、急増する高齢者向けの生活支援サービス、医療・福祉サービスと一体となった住宅の供給を拡大するとともに、リバースモーゲージの拡充・活用促進などによる高齢者の資産の有効利用を図る。さらに、地域材等を利用した住宅・建築物の供給促進を図る。

これらを通じて、2020年までに、中古住宅流通市場やリフォーム市場の規模を倍増させるとともに、良質な住宅ストックの形成を図る。

IV 観光・地域活性化戦略 ～ストック重視の住宅政策への転換～

